



平生町お知らせ版

令和6年（2024年）11月22日

議会本会議・委員会・全員協議会の開催について

議会事務局

12月定例議会の日程は、11月29日に開催する議会運営委員会において決定されますが、現時点では次のとおり、本会議、各常任委員会および全員協議会を開催する予定です。

正式な日程が決定しましたら、役場本庁舎前（正面玄関に向かって右側）の平生町掲示板および佐賀出張所の掲示板に掲示し、町のホームページにも掲載します。

◆日程表

月	日	曜日	本会議および委員会	開会(議)予定時間	場所
12月	2日	月	全員協議会	午前9時	委員会室
	12日	木	本会議		議場
	13日	金	本会議		
	16日	月	産業文教常任委員会		委員会室
	17日	火	総務厚生常任委員会		
	20日	金	本会議		議場

- ・傍聴を希望される人は、当日、平生町役場議場の傍聴席入口または委員会室の入口からお入りください。事前の申込みは必要ありません。
- ・発熱等風邪症状のある人や体調のすぐれない人などは傍聴をご遠慮ください。
- ・本会議は議事の進行によっては、休会となることもあります。

◆問合せ先

議会事務局（TEL：56-7110）

回
覧

マイナ保険証をお持ちでない方もこれまでどおり受診できます

デジタル推進課 デジタル推進班

令和6年12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、医療機関を受診するときはマイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

健康保険証の切り替えがまだお済みでない方も、申請不要で届く資格確認書で受診できますのでご安心ください。

また、お持ちの健康保険証は、有効期限（保険証に期限の記載がないものは令和7年12月1日まで）まで最大1年間、利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

◆マイナ保険証をお持ちでない方

申請不要で資格確認書が加入する保険者より届きます。

◆新たに後期高齢者になった方

申請不要で資格確認書をお届けします。（※令和7年7月末まで）

◆マイナ保険証での受診が困難な方（ご高齢の方、障がいがある方など）

加入する保険者へ申請していただくことで資格確認書が届けられます。

詳しくはこちらをご覧ください。→



◆問合せ先

【マイナ保険証について】

町役場デジタル推進課（TEL：56-7125）

【資格確認書等について】

加入する保険者にお問い合わせください。

国保、後期高齢者医療に加入の方 町役場健康保険課（TEL：56-7115）

献血（移動採血車）にご協力を

健康保険課 保健班

移動採血車が次のとおり来町しますので、みなさんのご協力をお願いします。

◆日時および場所

月日	時間	場所
12月22日（日）	午前9時30分から正午 午後1時15分から4時	マックスバリュ平生東店

※400mL 献血限定です。

※献血カードをお持ちの人はご持参ください。

※献血カードをお持ちでない人は「運転免許証」「健康保険証」など本人が確認できる書類をご持参ください。

◆感染症予防のために

- 受付時に体温測定を実施しています。発熱が確認された場合は、献血をご遠慮いただいています。
- 会場に備えてある消毒液で手指消毒をお願いします。
- マスクの着用をお願いします。

◆問合せ先 町保健センター（TEL：56-7141）

介護予防教室（やまぐち元気アップ体操）参加者募集

健康保険課 介護保険班

町では、介護予防に効果的なプログラム「やまぐち元気アップ体操」を活用した介護予防教室を次のとおり実施します。加齢に伴い、体や心の働き、社会とのつながりが弱くなった状態をそのままにしておくと、身体機能が低下し、日常生活に支障が生じる可能性があります。

この教室ではやまぐち元気アップ体操のプログラムにより、運動機能の維持が期待できます。参加は無料ですので、体力に自信がない人、知り合いやご友人とお誘いあわせの上、ぜひご参加ください。

◆対象者

町内に住所を有し、居住している 65 歳以上の人で、次のいずれかに該当する人

- (1) 要支援 1 または 2 の認定を受けた人
- (2) (1) に該当しない人で「基本チェックリスト」による運動機能の確認の結果「フレイル」または「プレフレイル」に該当する人

※「フレイル」…加齢により心身が老い衰えた状態のこと

※「プレフレイル」…フレイルの前段階の状態のこと

◆日時・会場

令和 7 年 1 月 8 日（水）～令和 7 年 3 月 26 日（水）（原則、毎週水曜日）

豎ヶ浜地域交流センター 午前 9 時～11 時 30 分

佐賀地域交流センター 午後 1 時 30 分～4 時

※会場の使用状況により、会場および日時を変更することがあります。

◆内容

県が作成した「やまぐち元気アップ体操」のプログラムに沿って、週 1 回、おおむね 3 カ月を実施期間とし、初回と最終回に体力チェックを行います。

◆必要な物

空のペットボトル（500ml）2 本、タオル、室内シューズ、飲み物

◆定員

各会場 10 名程度

※申込多数の場合は、選考により決定します。

（選考されなかった人には、次回のコースを優先的にご案内します）

◆注意事項

- ・申請時、安全に運動を行うために、身体のことについていくつかお聞きします。場合によっては事前にかかりつけ医への相談が必要となります。
- ・送迎サービスはありませんので、会場にはご自身またはご家族の送迎等によりお越しください。

◆申込方法

健康保険課窓口にて備え付けの申込用紙でお申し込みください。

（ホームページでのダウンロードも可能です）

◆申込締切 12 月 20 日（金）

◆問合せ先

町役場健康保険課 介護保険班（TEL：56-7115）

パブリック・コメント（意見募集）のお知らせ

教育委員会 学校教育課

教育委員会では、急激な少子化と学校施設の老朽化が進行する中で、次代を担う子どもたちにとって真に望ましい教育環境を検討するため、令和6年4月に設置した平生町立学校の将来の在り方検討委員会に「将来の社会を見据えた目指すべき平生町立学校の持続的で魅力ある教育の姿と施設等の在り方」について諮問いたしました。

同委員会による答申案に対するご意見等を次の要領で住民の皆様から募集いたします。

◆意見等を募集する案件名

平生町立学校の将来の在り方についての答申案

◆応募者の要件（いずれかに該当する人または法人・団体）

- ① 平生町に住民票がある個人または町内に事業所等を有する法人・団体
- ② 平生町内に通勤または通学している人
- ③ 平生町に納税している人または法人・団体
- ④ ①から③のほか、当該案件に利害関係がある人または法人・団体

◆意見等募集期間

12月6日（金）～令和7年1月16日（木）（必着）

◆公表資料の入手方法

町ホームページまたは公表資料の閲覧

◆公表資料の閲覧場所

町役場玄関ホール（1号棟1階）、教育委員会事務局（2号棟2階）、各地域交流センター（平生まち・むら、豎ヶ浜、宇佐木、大野、曾根、佐賀〔分館含む〕）、平生図書館

◆意見等提出方法

ホームページまたは上記閲覧場所に備え付けの「意見等提出書」に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で下記の提出先へ提出してください。

※ご意見等を正確に把握するため、電話・口頭・匿名によるご意見の提出はできません。

◆意見等提出先

〒742-1195 平生町大字平生町 210 番地の 1
平生町教育委員会 学校教育課 宛
「平生町立学校の将来の在り方についての答申（案）」
FAX: 56-7151
E-mail: kyouiku1@town.hirao.lg.jp

◆その他

募集締切後、ご意見等を取りまとめ、提出されたご意見等およびそのご意見等に対する町および町教育委員会の考え方を公表します。なお、いただいたご意見等に対する個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

※提出時に記載された住所、氏名、所属、電話番号については、公表しません。

◆問合せ先

教育委員会 学校教育課 (TEL：56-6083)

平生町立学校の将来の在り方を検討する 第3回スクールトーク（地域説明会）を開催します

これまでの検討委員会の審議の内容や出された意見を地域の皆様と共有するため、第3回スクールトーク（地域説明会）を開催します。

日 時：11月27日（水）午後7時から

会 場：町役場2号棟3階大会議室

温州みかんなどの樹園地を継承したい人を募集します

産業課 農林水産班

町では、昭和40年代後半から温州みかんを中心とした、かんきつの普及促進に取り組んできましたが、近年の消費量の減少や販売単価の低迷などの原因により、生産者や栽培面積の減少が顕著なものとなっています。

そこで、町のかんきつ栽培が持続可能なものとなるよう、生産者にアンケート調査を実施し、継承可能な樹園地をリストアップしました。

そのなかには、継承後すぐに収穫が可能な場所もありますので、継承して栽培を希望される人は町役場産業課にご相談ください。

また、樹園地を誰かに引き継ぎたいと考えている人もご相談ください。

初めて栽培する人でも継承可能ですが、原則、独立して栽培できるよう研修を受けていただきます。

◆特徴

- ・研修機関や指導農家は町がご紹介
- ・ご家族やご友人との栽培も可能
- ・かんきつ生産者で経営拡大のための継承も可能
- ・農機具等がない人は譲り渡し可能な人を町がご紹介
- ・樹園地の現地確認については町がご案内

◆出荷先の例

- ・JA山口県の共同販売
- ・ひらお特産品センターなどの直売所

◆問合せ先

町役場産業課 農林水産班 (TEL：56-7117)

野生動物（イノシシやクマ等）にご注意ください

環境政策室

町では本年度、住宅地やその周辺で野生動物の出没情報が相次いでいます。ツキノワグマについては、町内でその生息は確認されていませんが「クマと思われる動物を見た」といった目撃情報は複数件あり、柳井市ではクマがイノシシのわなにかかった事例も出ています。野生動物からの被害を防ぐため、次のことに気をつけましょう。

◆近寄らない

野生動物を発見した場合は、見えなくなるまで離れてください。

野生動物の子どもだけが見えた場合でも、近くに親がいる可能性が高いので近寄らないでください。

◆落ち着いて行動する

もし野生動物と出会った場合は、背中を見せずにゆっくりと後退し、静かにその場を立ち去ってください。急に動くと驚いて襲ってることがあります。

◆刺激しない

野生動物と出会ったときに、大声を出したり、物を投げたりすると興奮して襲ってくる可能性があります。刺激しないでください。

◆子どもの安全に配慮する

家庭においても、野生動物に出会った場合に近寄らないように、子どもに教えておきましょう。

◆夕方から早朝にかけての外出に注意する

野生動物は夕方から早朝にかけて人里に出没する可能性が高くなります。この時間帯に外出する際は、十分注意しましょう。

◆エサと隠れ家をなくす

草の生い茂った場所は野生動物のエサ場・通り道・隠れ家になります。また、野菜や果樹の取り残しもエサとなりますので、適切に管理しましょう。住宅地に「わな」を仕掛けることは出来ませんので、地域全体の課題として取り組みのご協力をお願いします。

◆問合せ先

町役場環境政策室（TEL：56-7126）

年末の火災予防を！

～消防団員が防火パトロールを行います～

総務課 地域安全班

平生町消防団では、毎年、年末に防火パトロールを実施しています。

今年も次のとおり、町内一円で防火パトロールを実施しますので、ご理解とご協力をお願いします。

火の取り扱いには十分注意し、火災予防に努めましょう。

◆実施期間

12月18日（水）から年末まで

◆実施時間

午後7時から午後8時まで（1時間）

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

「年末年始の交通安全県民運動」が実施されます

総務課 地域安全班

年末年始は、帰省やレジャーに伴って人の動きが広範囲になるため交通量が増加します。

さらに、忘年会や新年会などで飲酒の機会が多くなることから、飲酒運転に起因する重大事故の発生が懸念されます。一人ひとりが交通安全の意識を高め、交通事故のない住みよいまちをつくりましょう。

◆運動期間

12月10日（火）～令和7年1月3日（金）

◆町の重点事項

〈自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底〉

11月1日に道路交通法が改正され、自転車運転中の「ながら運転」「酒気帯び運転」の罰則が強化されました。運転中の不注意は、重大な事故を招きかねません。特に「飲酒運転」は非常に悪質な犯罪ですので、運転者もまわりの方も「飲んだら乗るな」を徹底し、飲酒運転の防止に努めてください。

- ・携帯電話使用等…最大1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- ・酒気帯び運転…3年以下の懲役または50万円以下の罰金

◆問合せ先

町役場総務課 地域安全班（TEL：56-7111）

次回発行日は12月20日（金）です
